

**南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業に係る公共施設の
管理運営に関する仮協定書**

南相馬市（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）とは、南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業により設置される本公共施設の開館準備業務（以下「開館準備業務」という。）並びに維持管理及び運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり仮協定を締結する。

0

（定義）

第1条 この協定において使用する用語は、この協定に別段の定めがある場合を除き、南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業に関して甲、乙と●の間で●年●月●日付で締結された基本契約（以下「本基本契約」という。）において定義された意義を有するものとする。

（趣旨）

第2条 この協定は、本基本契約に基づき、乙が行う開館準備業務及び管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、この協定と本基本契約との間に矛盾抵触がある場合は、本基本契約の各規定が優先的に適用されるものとする。

（開館準備業務及び管理業務）

第3条 甲は、本基本契約、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、本公共施設の開館準備業務を乙に行わせる。

2 甲は、本基本契約、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

（1）本公共施設の維持管理業務（保守点検業務、修繕業務（大規模修繕及び一定金額を超える修繕を除く。）、植栽管理業務、警備業務、清掃業務、光熱水費の管理業務その他業務）

（2）本公共施設における野馬追伝承・体験館業務（展示（常設）業務、着付け等体験業務、広報業務、運営事務業務、相談窓口業務）

（3）本公共施設における牧場管理・運営業務（馬の管理業務、厩舎その他関連施設の管理業務、乗馬等体験業務）

（4）その他本基本契約、募集要項等及び本件提案に定める業務

3 第1項及び前項各号に掲げる業務の細目は、本基本契約、募集要項等及び本件提案に定めるところとする。

（本公共施設）

第4条 乙が管理する施設及び備品等の範囲は、本基本契約、募集要項等及び本件提案に定めるところによるものとする。

2 乙は、本公共施設を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者等の責務）

第5条 乙は、本基本契約、募集要項等、本件提案、以下に掲げる関係法令及び条例その他の法令等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実に開館準備業務及び管理業務を履行し、本公共施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

（1）地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

- (2) 南相馬市情報公開条例、同施行規則
 - (3) 個人情報保護に関する法律
 - (4) 南相馬市行政手続条例、同施行規則
 - (5) 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法ほか労働関係法令
 - (6) 建築基準法、消防法、電気事業法、水道法ほか施設・設備の維持管理に関する法令
 - (7) 食品衛生法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律ほか衛生関係法令
 - (8) その他の法令等
- 2 乙は、本公共施設に関する管理運営の基本方針や財務状況等について、南相馬市情報公開条例の規定に基づき、積極的に情報の公開に努めるものとする。
 - 3 乙は、施設の利用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、南相馬市行政手続条例第2章の例により行うものとする。
 - 4 乙は、開館準備業務及び管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等を適正に管理し、5年間保存するものとする。指定期間を過ぎた後も同様とする。
 - 5 乙は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めるものとする。また、乙は、環境負荷の軽減に配慮した物品等の購入（グリーン購入）に努めるものとする。
 - 6 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 7 乙は、開館準備業務若しくは管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定等の期間)

- 第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和●年（●年）●月●日から令和●年（●年）●月●日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 本公共施設の開館準備業務を乙が行う期間は、令和●年（●年）●月●日から令和●年（●年）●月●日まで又は甲及び乙が別途合意する期間とする。

(指定管理料等)

- 第7条 甲は、乙に対し、管理業務に係る対価として、甲及び乙の協議を踏まえ、合意の上で決定される本公共施設の維持管理及び運営に要する費用の全部又は一部に相当する額を、指定管理料として、前条に定める指定の期間にわたって支払う。
- 2 甲及び乙は、前条に定める指定の期間の開始日から3年経過するごとに、管理業務に関連する合理的な事情を勘案して、指定管理料の変更について誠実に協議するものとする。この場合、甲及び乙は、書面による合意により、前項に定める指定管理料を改定することができる。
 - 3 この協定締結日以降に、募集要項等の定めに従い、物価等の変動に起因して管理費用の増加又は減少が生じた場合は、甲乙両方で協議の上で指定管理料の金額調整を決定するものとする。
 - 4 甲は、乙に対し、開館準備業務に係る対価として、甲及び乙の協議を踏まえ、合意の上で決定される本公共施設の開館準備に要する費用の全部又は一部に相当する額を、合意の上で決定される期限までに支払う。本項に基づいて甲が支払う対価については、前項の規定を準用する。

(利用料金)

第8条 本公共施設の利用料金は、指定管理者としての乙の収入として取り扱う。

- 2 乙は、甲と利用料金の額の設定に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金の額を決定する。利用料金の減額及び免除も同様とする。

(責任分担)

第9条 開館準備業務及び管理業務に関する責任・危険分担については、本基本契約、募集要項等、本件提案のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙両方で協議の上、甲及び乙の合意により責任・危険分担を決定する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 乙は、毎事業年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 利用者の利用状況
 - (3) 利用料金の収入の実績
 - (4) 管理経費の収支状況
 - (5) その他甲が必要と認める事項
- 2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(実地調査)

第11条 甲は、開館準備業務及び管理業務の適正を期するため、乙に対し、開館準備業務、管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査することができる。

- 2 甲は、前条の事業報告書及び前項の実地調査により、乙に対して改善措置が必要な場合は是正を求めることができる。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は開館準備業務若しくは管理業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) この協定に違反したとき。
 - (2) 開館準備業務又は管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号のほか乙が開館準備業務を継続すること又は本公共施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 甲又は乙は、不可抗力の発生により、開館準備業務又は管理業務の継続が困難となった場合は、開館準備業務又は管理業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合、甲はこの協定を解除することができる。
 - 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3月前までに甲の承認を得なければならない。
 - 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の3月前までに乙に通知しなければならない。
 - 5 前3項により指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(暴力団排除措置)

第13条 乙が別記1「暴力団排除措置」のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、甲は指定の取り消しその他必要な措置を講ずることができる。

(管理業務の引継ぎ)

第14条 乙は、指定期間が満了した後、又は第12条により指定を取り消された後において、本公共施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して管理業務を引継ぐものとする。

(原状回復義務)

第15条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第16条 乙は、本公共施設の開館準備業務又は管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、開館準備業務及び管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、開館準備業務及び管理業務の一部について、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第18条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、開館準備業務及び管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定に従うとともに、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(目的外使用)

第20条 乙は、利用者の利便性向上のため、行政財産の目的外使用をする場合は、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

(緊急時対策)

第21条 乙は、緊急時対策、防災対策についてマニュアルを作成し、職員を指導しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第22条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届出なければならない。

(協定の改定)

第23条 本公共施設の開館準備業務及び管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第24条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第25条 この協定の締結に関し、本公共施設に係る指定管理者の指定について、令和●年●月●日までに南相馬市議会において可決された場合には本協定として成立するものとし、当該日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合においては、乙にこのことにより損害が生じた場合においても、甲は一切その賠償の責めを負わないものとする。

- 2 基本協定第●条又は本基本契約第●条に定める解除事由が発生した場合、甲は、何らの催告を要せずこの協定の全部を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和●年●月●日

甲 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市長 門馬和夫

乙 ●
●
代表取締役 ●

別記 1

暴力団排除措置

乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等をいう。）が次のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、甲は指定の取り消しその他必要な措置を講ずることができる。

1. 暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
2. 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。
3. 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。
5. 暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。
6. 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。
7. 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。
8. 暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。
9. 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

別記 2

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この協定による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の秘密保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この協定が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の制限）

第3 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報に係る業務を第三者に委託してはならない。

（個人情報の複写及び複製の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報を複写及び複製をしてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（事故発生時における報告）

第7 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（協定解除の措置及び損害賠償）

第8 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。